

令和2年12月23日

保護者様

磐田市立豊浜小学校長 神農 清志

児童や教職員が陽性者となった場合の対応について

日頃より本校の教育活動に御理解、御協力いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症は市内でも拡大し、今後、児童や教職員への感染の心配があります。これらの状況を受け、磐田市教育委員会は「新型コロナウイルス感染症陽性者発生時の対応」を12月14日に改訂しました。

つきましては、児童や教職員に陽性者が生じた場合について、以下の通り対応いたしますので御承知願います。

1 児童が学校にいる時間に感染の連絡が入った場合

- (1) できるだけ早期に下校を行います。下校対象は陽性者の行動範囲を考慮した上で決定します。
 - ※ 給食を中止して下校する場合があります。
- (2) 保護者には、早期下校を知らせるメールを配信します。
 - ※ 急な下校となった場合に備え、帰宅場所や自宅に入るための合鍵、非常食等について、御家族での話し合いをお願いします。
 - ※ 自宅に入れない児童がいた場合は、学校で待機をさせます。
- (3) 放課後児童クラブの児童は、下校させず学校に待機させ、保護者に直接引き渡します。

2 児童が学校にいない時間に感染の連絡が入った場合

- (1) 市教育委員会が保健所の見解を参考にして臨時休業の判断をします。その内容はメール配信で保護者にお伝えします。
- (2) はまぼう学府内で陽性者が出た場合でも学府一斉休校とせず、原則として該当校のみの臨時休業とします。

3 学校再開時の連絡

保護者に日程等をメール配信でお知らせします。

4 人権についての配慮等

- (1) 学校は、保護者や報道機関等から陽性者についての問い合わせがあってもお答えできません。
- (2) 職員は、児童の欠席理由について、他の児童には知らせないように配慮をします。
- (3) 保護者の皆様には、感染者やその家族の人権等に配慮し、感染の情報を外部に漏らさないよう、御理解と御配慮をお願いします。
- (4) 新型コロナウイルス感染症に関する相談は裏面を御覧ください。
- (5) 12月29日から1月3日の閉庁日に児童や家族が陽性者と判定された場合、学校への連絡は1月4日をお願いします。

担当 教頭 佐藤
電話 55 - 2570